

第2章

計画策定の背景

第1節 世界の取り組み

第2節 国の取り組み

第3節 県の取り組み

第4節 市の取り組み

第5節 市民生活と意識の変化

第1節 世界の取り組み

◆昭和50年（1975年）「国際婦人年」

「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ）

「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択。

「国連婦人の10年」（昭和51年（1976年）～昭和60年（1985年））を決定し、世界的な取組を開始。

◆昭和54年（1979年）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択。

昭和56年に発効（日本では、昭和60年（1985年）に条約を批准）。

◆昭和60年（1985年）

「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」（第3回世界女性会議）開催

2000年（平成12年）に向けて、各国が取り組むべき指針として「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択。

◆平成7年（1995年）

「第4回世界女性会議」開催（北京）

女性と健康、女性に対する暴力などの12の課題が示された「行動綱領」と女性の地位向上の指針である「北京宣言」を採択。

◆平成12年（2000年）

国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）

「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」を採択。

◆平成17年（2005年）

第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）

「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認。完全実施宣言が採択。

◆平成18年（2006年）

「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（東京）

「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマにし「東京閣僚共同コミュニケ」が採択。

第2節 国の取り組み

◆昭和50年（1975年）

女性の地位向上のための本部機構として「婦人問題企画推進本部」を設置。

昭和52年（1977年）「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性の地位向上のための目標を明らかにしました。

◆昭和60年（1985年）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准に向け、国籍法や戸籍法の改正、「男女雇用機会均等法」の公布等国内法の整備が進められました。

◆昭和62年（1987年）

「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定。

◆平成3年（1991年）

「育児休業法」の公布

◆平成8年（1996年）

新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定。

◆平成 11 年（1999 年）

「男女共同参画社会基本法」の公布，施行。

「男女雇用機会均等法」の改正施行。

◆平成 12 年（2000 年）

「男女共同参画基本計画」の策定。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の施行。

◆平成 13 年（2001 年）

中央省庁等改革により，新たに内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」を設置。

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が成立。

◆平成 15 年（2003 年）

「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」の公布，施行。

◆平成 17 年（2005 年）

「第 2 次男女共同参画基本計画」を策定。

「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（「育児・介護休業法」）の改正（休業取得対象の拡大，休業期間の拡大等）。

◆平成 19 年（2007 年）

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において，「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定。

改正「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の公布。

◆平成 20 年（2008 年）

「女性の参画加速プログラム」の決定。

◆平成 21 年（2009 年）

改正「育児休業・介護休業法」公布。（希望者の短時間勤務制度，残業免除制度の導入義務化等）

◆平成 22 年（2010 年）

「第 3 次男女共同参画基本計画」（2020 年までの政策の方向性と 2015 年度までの具体的な施策）を策定。

第 3 節 県の取り組み

◆昭和 53 年（1978 年）

婦人問題を担当する課として，生活福祉部に「青少年婦人課」を設置。

◆昭和 55 年（1980 年）

担当課が「婦人児童課」になる。

「第 2 次県民福祉基本計画」で，婦人問題は「婦人の福祉の向上」と位置づけられる。

◆昭和 61 年（1986 年）

「新県民福祉基本計画」で，婦人問題は「女性の地位向上と社会参画の促進」と位置づけられる。

◆昭和 62 年（1987 年）

女性教育の振興を目的として「茨城県立婦人教育会館」を設置。

◆平成 2 年（1990 年）

「婦人問題推進有識者会議」から女性プラン策定に関する提言を受け，平成 3 年（1991 年）に「いばらきローズプラン 21」を策定。

女性行政施策の推進を図るための体制として「いばらきローズプラン 21 推進委員会」及び「茨城県女性対策推進本部」を設置。

◆平成6年（1994年）

福祉部に「女性青少年課」を設置。

◆平成7年（1995年）

「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」が位置づけられる。

県が取り組むべき女性施策の指針として「いばらきハーモニープラン」（平成7年度から平成17年度まで）を策定。

◆平成9年（1997年）

「茨城県立婦人教育会館」の名称を「茨城県女性プラザ」に改名し、「茨城県鹿行生涯学習センター」を併設。

◆平成11年（1999年）

女性青少年課を福祉部から知事公室へと組織改編。

◆平成13年（2001年）

「茨城県男女共同参画推進条例」を制定。

「茨城県男女共同参画審議会」の設置。

「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」と改名。

◆平成14年（2002年）

条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくため、「茨城県男女共同参画基本計画」（平成13年度から平成22年度まで）を策定。

基本計画に定める重点課題ごとに具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」（平成13年度から平成17年度まで）を策定。

「男女共同参画苦情・意見処理委員会」を設置。

◆平成18年（2006年）

「茨城県男女共同参画実施計画」（平成18年度から平成22年度まで）を策定。

◆平成23年（2011年）

「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」（平成23年度から平成27年度まで）を策定。

第4節 市の取り組み

◆平成7年（1995年）

平成8年（1996年）までの2カ年で県教育委員会の委託事業「いばらき女性フレッシュサポート事業」を実施。

「^{ひと}女と^{ひと}男との共生プラン水海道」（市内24の女性団体の代表）を組織化。

◆平成9年（1997年）

「女性団体みっかいどう事業委員会」（旧水海道市内25の女性団体の代表）を設立。

◆平成13年（2001年）

第四次水海道市総合振興計画後期基本計画に「男女共同参画社会の実現」を位置づける。

企画課に「男女共同参画室」を設置。

「男女共同参画に対する市職員の意識調査」を実施し、庁内における取組を開始。

◆平成14年（2002年）

市民の代表によって組織された「水海道市男女共同参画プラン策定委員会」と庁内組織である「水海道市男女共同参画庁内推進会議」及び「水海道市男女共同参画ワーキングチーム」を設置

「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。

◆平成15年（2003年）

「市民懇談会」を実施し、市民の意識や実態、要望の把握。

◆平成 16 年（2004 年）

「水海道市男女共同参画計画」（平成 16 年度から平成 25 年度）を策定。平成 18 年合併により「常総市男女共同参画計画」と名称を改める。

◆平成 18 年（2006 年）

合併により「常総市」となる。

男女共同参画に対する市職員アンケート調査及び市内事業所アンケート調査実施。

◆平成 19 年（2007 年）

「常総市男女共同参画推進条例」制定・施行。

「常総市男女共同参画推進審議会」を設置。

◆平成 20 年（2008 年）

「女性相談窓口」を開設。

「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。

◆平成 21 年（2009 年）

「常総市男女共同参画計画（改訂版）」（平成 21 年度から平成 25 年度）の策定。

◆平成 23 年（2011 年）

男女共同参画広報紙「じょうそう」創刊号発行。

◆平成 24 年（2012 年）

「DVと子どもの虐待」相談員養成講座の実施。

◆平成 25 年（2013 年）

「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。

第 5 節 市民生活と意識の変化

1 進む少子・高齢化

日本では、少子・超高齢化が深刻な問題となっています。合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に産む子どもの数）が、1.5 人を割り込む状態が 20 年も続き、高齢化率（65 歳以上）が 24.1% で 4 人に 1 人が高齢者となっています。少子化が長期化した理由の一つとして、男女共同参画の遅れが一番大きな要因であるとの声も上がっています。

平成 24 年 8 月には、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした「子ども・子育て支援法」が制定され、より子育てしやすい環境づくりを進めています。

また、本市の平成 24 年の常住人口調査では、年少人口（15 歳未満の人口）割合が 13.2% で全国平均（13.0%）よりも若干高く、生産年齢人口（15～64 歳の人口）割合は 62.7% と全国平均（62.9%）よりも若干低くなっています。

全国、茨城県、本市においての老年人口割合が年少人口割合を上回っていることで、少子・高齢化が徐々に進行していること、さらに、一世帯あたり人員が減少傾向にあることから、核家族化もうかがえます。〔表 1 参照〕

■表 1 人口・世帯の推移

	平成 17 年 旧水海道市+旧石下町	平成 22 年 常総市	平成 24 年 常総市	平成 24 年 全国	平成 24 年 茨城県
年少人口割合 (%)	14.0	13.6	13.2	13.0	13.2
生産年齢人口割合 (%)	65.5	63.4	62.7	62.9	63.0
老年人口割合 (%)	20.5	23.0	24.1	24.1	23.8
人口総数 (人)	66,536	65,320	64,258		
世帯数	20,367	20,685	20,845		
一世帯あたり人員 (人)	3.3	3.2	3.1		

資料：国勢調査（平成 24 年は 10 月 1 日現在の常住人口調査）

2 男女の働き方の変化

労働力人口（働く意志と能力を持つ15歳以上の人口）総数は減少していますが、女性の労働人口の割合は少しずつ増加しています。しかし、男女比では男性に比べて女性労働者が少なくなっています。〔表2参照〕

市民意識調査においては、女性が仕事を続けていくうえで、障害になっていることは「家事や育児との両立が難しいこと」と答えている女性が35.1%、男性では45.2%いました。

労働力人口の減少化対策や経済社会を活性化するためには、女性の労働力が不可欠となっており、女性の継続就労支援や再就職支援等の施策が望まれています。

■表2 男女の就労状況

●労働力人口の推移

単位：人

	平成12年 (旧水海道+旧石下)			平成17年 (旧水海道+旧石下)			平成22年 (常総市)		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
労働力人口	35,026	14,235	20,791	34,698	14,263	20,435	32,561	13,722	18,839
(%)	100.0	40.6	59.4	100.0	41.1	58.9	100.0	42.1	57.9

資料：国政調査

●市内保育所保護者就労形態

単位：人

就労区分	男	女	計
会社員	536	304	840
公務員	39	31	70
パート・アルバイト	12	358	370
自営業（中心者）	52	8	60
自営業（協力者）	29	36	65
その他	19	64	83
計	687	801	1,488

資料：子どもすくすく課（平成26年1月1日現在）

3 政策・方針決定過程への参画状況

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定の場に男女が共同参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要とされています。しかし、現在の世界の中で日本の女性議員比率は低く、平成24年12月の総選挙で衆議院の女性議員が7.9%に減り、190ヶ国中163位に落ちています。昨年の世界の平均値は20.3%、1位はルワンダで56.3%となっています。

本市ではこれまでの計画で、審議会委員等の女性の登用率を平成25年度までに30.0%にする目標達成に向けて推進してまいりましたが、平成24年4月1日現在の状況では27.0%と、県平均の23.0%を上回っておりますが、目標には達していない現状にあります。

また、市議会における女性議員の割合は18.2%となり、県平均11.3%をやや上回ってはおりますが、まだまだの数値といえます。

本市職員の女性管理職（課長相当職以上）比率については、平成24年4月1日現在の状況では8.3%（60人中5人）となり、少しずつではありますが上がっている現状があります。県平均管理職の割合が7.6%で、常総市は県内38市町村中11位となっておりますが、今後も女性管理職の割合を増やし、女性の社会参画を推進していくことが課題です。

■表3 女性の参画状況

●地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における女性委員の割合

区分	平成21年	平成24年	平成24年
女性委員の割合(%)	常総市	常総市	県平均
	20.8 (98/472人)	27.0 (138/511人)	23.0 (3,709/16,133人)

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
資料：市民協働課(各年4月1日現在)

●市議会における女性議員の割合

区分	平成20年	平成24年	平成24年
女性議員の割合(%)	常総市	常総市	茨城県平均
	7.7 (2/26人)	18.2 (4/22人)	11.3 (101/895人)

資料：議会事務局(各年4月1日現在)

●市職員の役職別人員

職名	平成23年			平成24年			平成25年		
	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計
部長級	0	24	24	0	24	24	0	19	19
課長級	3	34	37	5	31	36	5	31	36
課長補佐級	7	41	48	8	30	38	5	39	44
係長	30	64	93	28	62	90	32	51	83
計	40	163	203	41	147	188	42	140	182
割合(%)	19.7	80.3	100.0	21.8	78.2	100.0	23.1	76.9	100.0

資料：人事課(各年4月1日現在)

4 配偶者等に対する暴力

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が平成13年に成立し、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DV(ドメスティック・バイオレンス)という言葉も広く社会に認識されるようになりました。

市民意識調査において、「女性の人権が尊重されていないと思われるとき」の質問では「夫から妻への暴力」と答えた方が男女ともに多くみられました。

最近では、デートDVという若年層の暴力なども聞かれ、男女間の交際についての教育等も必要となってきています。

また、被害に遭っても相談しなかった場合が多く、DVの危険性についての認識の甘さ等が

うかがえます。

本市においては、平成 20 年 4 月から毎月第 3 火曜日に、女性相談窓口を開設し、女性臨床心理カウンセラーが、様々な相談に対応しています。

女性相談日以外の男女共同参画室対応の相談では、毎年約 8 割以上が DV に関する相談であり、関係各課・県の婦人相談所や警察などと連携をとりながら、支援に努めています。

今後も、女性相談や各種相談窓口の周知徹底を図り、気軽に相談できる窓口体制を構築する必要があります。

■表 4 相談件数

●配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（平成 24 年度）

	施設数	総数	相談の種類			男女の割合	
			来所	電話	その他	女性	男性
全 国	223	89,490	25,250	60,686	3,554	88,425	1,065
茨城県	2	1,067	335	705	27	1,051	16

資料：内閣府男女共同参画局

●女性相談日における相談件数（毎月 1 回開設）

相談の主訴	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1 家庭	22	11	12	14	22
2 人間関係	3	1	1	0	0
3 自分自身	5	10	0	3	1
4 DV	2	0	1	9	1
5 その他	0	1	4	0	7
計	32	23	18	24	31

資料：市民協働課

●女性相談日以外の相談数（随時受付）

相談の主訴	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 離婚	0	1	1	1
2 家庭	1	0	0	2
3 自分自身	0	0	1	0
4 DV	13	6	13	17
5 その他	1	1	1	3
計	15	8	16	23

資料：市民協働課（平成 25 年度は平成 26 年 1 月 1 日現在）

5 国際化の進展

本市の外国人の人口は、県内ではつくば市に次いで多く、特にブラジル人が約過半数を占めています。〔表5参照〕

そのため、ポルトガル語の通訳・翻訳が可能な人材を市役所に配置し、窓口対応と文書・ホームページでの情報提供など外国人への行政サービスにも力を入れています。また、外国人の多い小中学校へ外国人児童生徒への指導員の配置も行っています。

今後も国際化社会の進展が見込まれることから、外国の人々との交流を深めながら、異文化に触れ、お互いの生活習慣を理解し、国際化に対応できる教育や環境整備が必要となります。

■表5

外国人登録者数の推移

単位：人

区 分		平成 14 年 (旧水海道+旧石下)	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
ブラジル	女性	1,251	1,411	1,200	948	848
	男性	1,583	1,554	1,361	1,086	996
	計	2,834	2,965	2,561	2,034	1,844
ペルー	女性	79	122	128	119	94
	男性	119	132	137	118	120
	計	198	254	265	237	214
タイ	女性	171	99	93	92	94
	男性	38	31	30	27	27
	計	209	130	123	119	121
フィリピン	女性	230	399	410	431	441
	男性	100	255	282	326	348
	計	330	654	692	757	789
中国	女性	64	79	78	107	85
	男性	55	195	192	213	204
	計	119	274	270	320	289
その他	女性	139	152	154	166	167
	男性	262	321	325	312	354
	計	401	473	479	478	521
合 計	女性	1,934	2,262	2,063	1,863	1,729
	男性	2,157	2,488	2,327	2,082	2,049
	計	4,091	4,750	4,390	3,945	3,778

資料：市民課（各年12月1日現在）